

来庁時の持ち物について

ご遺族の方の必要なもの

- 来庁される方の本人確認書類（下記「本人確認書類について」参照）
- 認印（※相続人代表および喪主）
- 預貯金通帳、銀行届出印（※相続人代表および喪主、年金請求者）

※相続人や年金請求者が来庁できない場合、委任状が必要です。
40ページの委任状をご利用ください。

亡くなられた方の必要なもの

- 基礎年金番号が記載されているもの（年金手帳および年金証書）
- マイナンバーカードまたは個人番号通知カード、住民基本台帳カード
- 介護保険被保険者証
- 国民健康保険被保険者証、後期高齢者医療被保険者証

※国民健康保険加入世帯の世帯主が亡くなられた場合は、国民健康保険加入者全員の被保険者証

※亡くなられた方の各種認定証（限度額適用認定証、特定疾病療養受療証など）

- 福祉医療費医療証
- 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、自立支援医療受給者証

本人確認書類について

- 1点で本人確認できる書類（顔写真付きに限る）

マイナンバーカード、運転免許証、運転経歴証明書（平成24年4月1日以降のもの）、パスポート、在留カード、特別永住者証明書など

- 2点で本人確認できる書類

健康保険、介護保険、後期高齢者医療の被保険者証、各種医療費受給者証、各種年金手帳、学生証など



※有効期限のあるものは、期限内のものに限ります。